

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人女子美術大学 理事会 御中

学校法人女子美術大学 評議員会 御中

学校法人 女子美術大学

監事

猪山雄治 

監事

岡村健司 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人女子美術大学寄附行為第17条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度における学校法人の業務および財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査をするため、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、EY新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受け、かつ計算書類等につき検討を加えました結果、次のとおり報告します。

- 1 計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む。）および財産目録は会計帳簿の記載金額と合致し、学校法人の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上